

学校法人京都国際学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人京都国際学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を京都市東山区今熊野本多山町1番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人権尊重と共生社会の実現を担う、豊かな国際性をもった人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 京都国際中学校
- 二 京都国際高等学校全日制課程普通科

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- 一 駐車場業

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 10人以上15人以内
- 二 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様する。
- 3 理事の互選により副理事長5人以内を選任する。
- 4 理事（理事長を除く。）のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様する。

（理事の選任）

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人が設置する学校の校長 1人
 - 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 6人以内
 - 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 8人以内
- 2 前項第一号及び第二号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

（監事の選任）

- 第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（親族関係者の制限）

- 第9条 この法人の理事のうちには、各理事については、その配偶者又は三親等以内の親族その他特殊な関係にある者が1人をこえて含まれることになってはならない。
- 2 この法人の監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

（役員任期）

- 第10条 役員（第7条第1項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の新補充）

第 11 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

（役員の新解任及び退任）

第 12 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（理事長の職務）

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（常務理事の職務）

第 14 条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

（理事の代表権の制限）

第 15 条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第 16 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること。
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 五 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを京都府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - 七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(顧問)

第 18 条 この法人の重要な事項の諮問に応ずるため、顧問若干名を理事会の決議により委嘱することができる。

- 2 顧問は理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることは出来ない。

(役員報酬)

第 19 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあ

ることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事会)

第 20 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第 17 条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第 21 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会にお

いて指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 22 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 23 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、21 人以上 31 人以内の評議員をもって組織し、その定数は理事の定数の 2 倍を超えなければならない。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会には議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる、

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 24 条 第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 25 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算及び事業計画

二 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

四 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

五 寄附行為の変更

六 合併

七 目的たる事業の成功の不能による解散

八 収益事業に関する重要事項

九 寄附金品の募集に関する事項

十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 26 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 27 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

一 この法人の設置する学校の校長

1 人

- 二 この法人の職員のうちから評議員会において選任した者
5人以内
 - 三 この法人の設置する学校を卒業した者で、25歳以上の者のうちから、
理事会において選任した者
2人以内
 - 四 学識経験者のうちから、理事会において選任した者
23人以内
- 2 評議員のうちには、役員のうち一人と親族その他特殊な関係にある者の数、又は評議員のうち一人及びその親族その他特殊な関係のある者の合計数が、評議員現在数の3分の1をこえて含まれることになってはならない。
- また、この法人の評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は、三親等以内の親族及びその特殊な関係にある者が一人をこえて含まれることになってはならない。
- 3 第1項第1号、第2号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用)

第28条 第9条第1項及び第19条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第29条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に繰り入れられる財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に繰り入れられる財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に繰り入れられる財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分制限)

第33条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、設置する学校の教育に重大な支障をきたさない範囲内で、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第34条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第35条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 36 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 37 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 38 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 39 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 40 条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下、この項において「財産目録等」という。）を事務所に備えておき、請求があった場合（役員名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由が

ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

- 第 41 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

- 第 42 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

- 第 43 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
- 一 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
 - 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の議決
 - 三 合併
 - 四 破産
 - 五 京都府知事の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては、京都府知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては、京都府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

- 第 44 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

- 第 45 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数

の3分の2以上の議決を得て、京都府知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、京都府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、京都府知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第47条 この法人は、第40条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備え付けておかななければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、学校法人京都国際学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細目)

第49条 この寄附行為の施行についての細目その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1. この寄附行為は昭和 33 年 4 月 4 日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	韓学教
理事	趙鏞億 李雲厦
理事	吳秉鶴 李相執
理事	金東煥 金聖閔
理事	金在云 廉東弼
理事	權在淑 張善奎
理事	趙勇宏 崔千益
理事	吳沂煥 金京龍
理事	朴基出 許東律
理事	曹畢律 金南九
理事	李判述
監事	崔永五 金駟鉉

附則

1. この寄附行為は昭和 55 年 7 月 11 日から施行する。
(第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項改正)

附則

1. この寄附行為は昭和 60 年 11 月 13 日から施行する。
(第 2 条、第 3 条第 2 項、第 6 条第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号、
第 7 条、第 8 条第 2 項、第 17 条第 1 項、第 21 条、第 24 条第 1 号、
第 25 条第 1 項・第 2 項・第 3 項・第 4 項、第 26 条第 1 項、第 28
条、第 31 条、第 38 条、第 41 条、第 42 条改正)

附則

1. この寄附行為は平成 5 年 8 月 10 日から施行する。
(全条改正)

附則

1. この寄附行為は平成 7 年 3 月 30 日から施行する。

(第6条第1項・2項、第9条第1項、第11条第1項・第2項、第15条第1項、第16条第1項第1号、第18条、第19条、第20条第1項第4号、第22条、第23条、第25条、第26条、第31条改正)

附則

1. この寄附行為は平成7年5月25日から施行する。
(第7条、第8条第3項、第16条1-1項改正)

附則

1. この寄附行為は平成16年4月1日から施行する。
(全条改正)

附則

1. この寄附行為は、京都府知事の認可の日（平成17年4月26日）から施行する。
(全条改正)

附則

1. この寄附行為は、京都府知事の認可の日（平成18年9月6日）から施行する。
(第4条 第三項 削除)

附則

1. この寄附行為は、京都府知事の認可の日（平成19年5月2日）から施行する。
(第6条 第一項第1号、第7条 第一項第2号、第23条 第二項、第27条 第一項第4号 改正)

附則

1. この寄附行為は、京都府知事の認可の日（平成22年1月26日）から施行する。
(第6条 第1項第一号、第7条 第1項第一号・二号・三号 第15条 第1項、第23条 第2項、第27条 第1項第一号 三号・四号 改正)

附則

1. この寄附行為は、京都府知事の認可の日（令和2年4月1日）から施行する。

（第8条 1項、2項、第9条 1項、2項、第10条 1項、3項
第12条 1項二号、第2項三号・四号、第17条 1項三号～七号
2項、3項、第19条 1項、第20条 9項～13項、第22条 2
項、3項、第23条 8項、10項、12項、第24条 1項、第25条
1項 1号～10号、第28条 1項、第29条 1項、第30条 2
項三号、第37条 1項、第38条 1項、第40条 1項、2項、3
項、第41条 1項、第43条 1項二号、第44条 1項、第46条
1項、2項、第47条 1項一号、二号、三号、第49条 1項、改
正)

役員報酬等の支給の規定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都国際学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第19条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 下記の役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 非常勤役員として勤務する常務理事に対し、月額10万円を支給する。
- (2) 交通費は別途実費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員に対する報酬等の支給の時期は、報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 報酬等は指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、2020年4月1日より施行する。